

---

プロジェクト	リース
項目	すべてのリースに係る資産及び負債の認識 (リースとサービスの差異及び未履行契約との関係)

---

## 本資料の目的

1. 当専門委員会では、我が国における会計基準開発に関する予備的分析の一環として、会計基準審議会（IASB）が 2016 年 1 月に公表した IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）及び米国会計基準審議会（FASB）が 2016 年 2 月に公表した会計基準更新書第 2016-02 号「リース（トピック 842）」（以下、本文では「Topic 842」、基準の参照では「ASU」という。）における借手の会計モデルの基本的な考え方を分析している。
2. 2018 年 7 月 20 日開催の第 80 回リース会計専門委員会においては、すべてのリースに係る資産及び負債の認識を分析したが、ASBJ 事務局の説明に対して専門委員から以下の意見が聞かれた。
  - (1) 未履行契約に係る資産及び負債を認識しないことの論拠を議論する際には、どのような義務があり、それをどのように考えるのかを、借手と貸手で対比して検討すべきである。
  - (2) IASB の概念フレームワークで、未履行契約における権利及び義務は「相互依存的」であり分離できないという説明があったが、「相互依存的」の定義を確認したい。
  - (3) オンバランスの論拠として資産の認識（使用权の移転）が重視され、負債（リース料の支払義務）の認識が重視されていないことに違和感がある。仮に、負債の認識を議論する際には、債権者側の債権の取扱いがリース契約と他の未履行契約で異なるのかなど法律的側面からの検討が必要ではないか。
  - (4) 米国会計基準では、（原資産引渡し後も）リースからの便益とリース料に「リンク」があることに着目して単一のリース費用を計上することとしているが、あまり「リンク」を強調しすぎると、原資産引渡し後もリース契約は未履行契約であり、グロスで資産及び負債を認識すべきではないという議論に戻るのではないか。
3. 前項の意見を検討するにあたり、本資料では以下の順番に分析を行う。
  - (1) まず、IASB が定義する未履行契約に関する理解を深めるために、簡単な例をもとに、リース契約、長期サービス契約及び先渡契約を比較分析する。その際、

契約締結時点及び主たるイベント発生時点（原資産の引渡し、サービスの提供、ものの引渡し）で、どのような権利及び義務が発生し、又は、変化し、その結果、当該契約は未履行契約と考えられるか否かを吟味する。

(2) そのうえで、前項に記載した各意見について ASBJ 事務局の予備的分析を行う。

4. 本資料では、特に断りのない限り、参照項は IFRS 第 16 号のものである。

## 第 80 回リース会計専門委員会の振り返り（すべてのリースに係る資産及び負債の認識）

5. 第 80 回リース会計専門委員会では以下の点を議論した。<sup>1</sup>

(1) IASB 及び FASB がすべてのリースをオンバランスする根拠（リースとサービスの差異を含む）

(2) リース契約は未履行契約ではないという点に関して（IASB の見解）

6. 未履行契約について IASB は、2018 年 3 月公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワーク」という。）において以下のとおり説明している。<sup>2</sup>

(1) 未履行契約とは、同等に未履行である契約（又は契約の一部）である。すなわち、いずれの当事者も自らの義務を全く履行していないか、又は両方の当事者が義務を部分的に同じ程度まで履行している。（概念フレームワーク第 4.56 項）

(2) 未履行契約は、経済的資源を交換する結合された権利及び義務を設定する。この権利及び義務は、相互依存的であり分離できない。したがって、結合された権利及び義務は単一の資産又は負債を構成する。企業は、交換の条件が現時点で有利である場合には資産を有し、交換の条件が現時点で不利である場合には負債を有する。当該資産又は負債が財務諸表に含まれるかどうかは、認識規準（第 5 章参照）と当該資産又は負債について選択した測定基礎（第 6 章参照）の両方に依存するが、これには、該当のある場合には、契約が不利かどうかのテストが含まれる。（概念フレームワーク第 4.57 項）

---

<sup>1</sup> 詳細は添付別紙参照

<sup>2</sup> 添付別紙第 7 項及び第 8 項(5)を再掲している。

(3) いずれかの当事者が契約に基づく義務を履行する範囲で、契約は未履行ではなくなる。報告企業が契約に基づいて先に履行を行う場合には、その履行は、報告企業が経済的資源を交換する権利及び義務を、報告企業が経済的資源を受け取る権利に変化させる事象である。当該権利は資産である。他者が先に履行を行う場合には、その履行は、報告企業が経済的資源を交換する権利及び義務を、経済的資源を移転する義務に変化させる事象である。当該義務は負債である。  
(概念フレームワーク第 4.58 項)

(4) IFRS 第 16 号「リース」に関する結論の根拠で説明しているように、開始日において、借手は原資産を一定期間にわたり使用する権利を獲得し、貸手は当該資産を借手が使用できるようにすることによって当該権利を引き渡す。いったん貸手が当該権利を引き渡す義務を履行した後は、リース契約はもはや未履行契約ではない。借手は使用权資産を支配し、リース料に係る負債を有している。  
(概念フレームワーク BC4.78 項(a))

## リース契約、長期サービス契約及び先渡契約の比較分析

7. 別紙第 5(4)及び第 6 項から第 8 項に記載されたリース契約とサービス契約との差異及び未履行契約との関係についての分析を踏まえ、リース契約を、長期サービス契約及び先渡契約との比較分析を行う。

### (検討の対象とする契約)

#### リース契約

8. 期間 5 年の設備（原資産）の解約不能リースを想定する。リース料は毎月均等払とする。

#### 長期サービス契約

9. 期間 5 年の解約不能のサービス契約（例えば、設備のメンテナンス契約）を想定する。代金は毎月均等払とする。

#### 先渡契約（確定約定）

10. 5 年後に設備を割賦購入するという解約不能の契約を想定する。

**(契約締結時)**

**リース契約**

11. リース契約が締結された（原資産の引渡しが未了の）段階で、借手及び貸手に以下の権利及び義務が発生する。
  - (1) 借手には、原資産の引渡し及びその後も使用できること（使用権の移転）を請求できる権利及びリース料支払に係る義務
  - (2) 貸手には、リース料受領に係る権利及び原資産を引渡し及びその後も使用させる（使用権を移転させる）義務
12. IASB は、締結時に発生する権利及び義務を以下のとおり分析している。
  - (1) 借手の義務も貸手の義務も未履行の状態にある。
  - (2) 借手及び貸手の双方にとって、当該権利は当該義務の履行を条件としているという点で相互依存的であり、したがって、当該権利及び義務を別個のものとして分離できないと考えられる。
13. 上記分析を踏まえ、IASB は、リース契約は、契約が締結された段階では借手及び貸手の双方にとって未履行契約と考えられるため、当該権利及び義務を結合させた上で、原則として発生する権利と義務は等価であると考えられるために、資産も負債も認識されないと考えている。

**長期サービス契約**

14. 契約が締結された（サービスの提供が未了の）段階では、サービス受益者及びサービス提供者に以下の権利及び義務が発生する。
  - (1) サービス受益者には、サービスの提供を請求できる権利と代金支払に係る義務
  - (2) サービス提供者には、サービスを提供する義務と代金受領に係る権利
15. IASB の議論では、契約締結時点においてはリース契約も長期サービス契約も以下のとおり同様と考えられている。
  - (1) サービス受益者の義務もサービス提供者の義務も未履行の状態にある。
  - (2) サービス受益者及びサービス提供者の双方にとって、権利は義務の履行を条件としているという点で相互依存的であり、したがって、権利及び義務を別個の

ものとして分離できない。

- (3) 締結された段階ではサービス受益者及びサービス提供者の双方にとって未履行契約と考えられ、当該権利及び義務を結合させた上で、原則として発生する権利と義務は等価であると考えられるために、資産も負債も認識されない。

#### 先渡契約（確定約定）

16. 契約が締結された段階では、購入者及び販売者に以下の権利及び義務が発生する。
- (1) 購入者には、5年後に設備の引渡しを請求できる権利と代金支払に係る義務
  - (2) 販売者には、5年後に代金受領に係る権利と設備を引き渡す義務
17. IASB の議論では、先渡契約も第 15 項に記載した理由と同様に、契約締結時点ではリース契約と同様と考えられている。

#### **（原資産の引渡し、サービスの提供、又は、設備の引渡し）**

##### リース契約：原資産の引渡し

18. IASB の説明では、貸手が原資産を借手に利用可能とした（原資産の引渡し）時点で、貸手及び借手の権利及び義務は以下のとおり変化する。
- (1) 貸手は、原資産を借手に引き渡す義務を履行する。また、その後、リース期間中、原資産を借手に使用させる義務を履行する。  
  
これらについて、IASB は、原資産の引渡しを重視し、引渡し以降は貸手には義務は残らないと整理し、貸手はリース料を受領する無条件の権利を取得すると整理している。
  - (2) 借手は、原資産の引渡しを受け、その後、原資産をリース期間にわたり使用する権利を有する。  
  
これらについて、IASB は、原資産の引渡しを重視し、借手は使用权を取得し、当該使用权に対してリース料を支払うという無条件の義務を有すると整理している。
19. この結果、IASB は、原資産の引渡時点で、借手には以下の変化が発生すると整理している。

資産の引渡しによって、リース契約は借手及び貸手の双方にとって未履行契約ではなくなるため、借手は、取得した使用权と無条件のリース支払義務を別個に資産及び負債として認識することになる。

#### 長期サービス契約：サービスの提供

20. サービス契約においては、サービス受益者はサービスが提供された時点で提供された部分だけのサービスを楽しむ。したがって、サービス提供時点では、そのときまでに提供されたサービスに関して、サービス受益者及びサービス提供者において以下のとおり権利及び義務が変化する。
- (1) サービス受益者は、そのときまでに提供されたサービスに対して無条件の支払義務を負う。
  - (2) サービス提供者は、そのときまでに提供したサービスに対して無条件の請求権を得る。
21. したがって、IASB の規定に従うと、そのときまでに提供されたサービスに関しては、サービス受益者及びサービス提供者の双方にとって、未履行契約ではなくなる。このため、サービス受益者は、そのときまでに提供されたサービスに対して無条件の支払義務を負債として認識することになる。また、サービス提供者は、そのときまでに提供したサービスに対して無条件の請求権を資産として認識することになる。
22. リース契約においては、「原資産を借手に利用可能とする（原資産の引渡し）」によって、一度に使用权が移転し、(かつ、それ以降は貸手に義務が残らない) と考えられるために、契約全体が未履行契約ではなくなる。一方、サービス契約では時の経過に応じて部分的に履行が行われると考えられるために、そのときまでに履行された部分だけが未履行契約ではなくなる。

#### 先渡契約（確定約定）：設備の引渡し

23. 販売者が設備を購入者に引き渡した時点で、販売者及び購入者の権利及び義務は以下のとおり変化する。
- (1) 販売者は、当該資産を借手に引き渡す義務を履行し、それ以降は、義務が残らず、代金を受領する無条件の権利を取得する。

(2) 購入者は、設備を取得するが、それ以降は貸手に義務が残らないことから、当該設備に対する支払を行う無条件の義務を有する。

24. したがって、IASB の定義に従うと、設備の引渡時点で、先渡契約は購入者及び販売者の双方にとって未履行契約ではなくなる。このため、購入者は取得した設備と無条件の代金支払義務を別個に資産及び負債として認識することになる。

### 前回のリース会計専門委員会で聞かれた意見に対する ASBJ 事務局の予備的分析

25. 第 7 項から第 24 項までの「リース契約、長期サービス契約及び先渡契約の比較分析」を踏まえ、第 2 項に記載した前回のリース会計専門委員会で聞かれた各意見に対する ASBJ 事務局の予備的分析は以下のとおりとなる。

未履行契約に係る資産及び負債を認識しないことの論拠を議論する際には、どのような義務があり、それをどのように考えるのかを、借手と貸手で対比して検討すべきである。

26. リース契約について、締結時点及び原資産の引渡時点で発生及び変化する権利及び義務は第 11 項及び第 18 項に記載したとおりである。

未履行契約における「相互依存的」の意味を明確にすべきである

27. 第 12 項に記載した通り、借手及び貸手の双方にとって、権利は義務の履行を条件としている点で相互依存的であり、したがって、当該権利及び義務を別個のものとして分離できないものとしている。

オンバランスの論拠として資産の認識（使用权の移転）が重視され、負債（リース料の支払義務）の認識が重視されていないことに違和感がある。仮に、負債の認識を議論する際には、債権者側の債権の取扱いがリース契約と他の未履行契約で異なるのかなど法律的側面からの検討が必要ではないか。

28. ご指摘の通り、IASB のオンバランスの論拠は、もっぱら使用权の移転に焦点をあてて構成されている。IASB の説明では、原資産の引渡しによって、契約は未履行契約ではなくなることから、使用权資産及びリース負債を別個に計上するとされている

が、契約締結時点からリース料の支払い義務は生じており、原資産を引き渡すことによって負債を認識するかどうかは、引渡しを重視する論理構成を受け入れることができるかによると考えられる。

米国会計基準では、(原資産引渡し後も)リースからの便益とリース料に「リンク」があることに着目して単一のリース費用を計上することとしているが、あまり「リンク」を強調しすぎると、原資産引渡し後もリース契約は未履行契約であり、グロスで資産及び負債を認識すべきではないという議論に戻るのではない

29. 米国会計基準でいうリースからの便益とリース料に「リンク」があるとは、使用权資産の帳簿価額は、リースの残存期間において原資産に均等にアクセスするという残存する経済的便益を表すので、借手が当該便益の見返りに支払う通常均等なリース料と直接関連するという意味で用いられており、単一の費用認識の論拠としている (ASU BC67 項から BC68 項参照)。
30. この点、頂いたコメントの通り、「リンク」を強調すると、IASB の言う相互依存性に近い側面を有することとなるものと考えられるが、それをもって直ちに資産、負債の両建てを否定するまでには至らず、資産、負債をオンバランスすべきかは、その有用性の分析に委ねられると考えられる。

#### ディスカッション・ポイント (論点)

第7項から第24項に記載した「リース契約、長期サービス契約及び先渡契約の比較分析」、及び、第25項から第30項に記載した「前回のリース会計専門委員会で聞かれた意見に対する ASBJ 事務局の予備的分析」について、ご質問、ご意見を頂きたい。

以 上

(別紙)

## 2018年7月20日開催の第80回リース会計専門委員会

## 資料(2)すべてのリースに係る資産及び負債の認識の該当箇所の抜粋

## 論点：すべてのリースに係る資産及び負債の認識

3. IFRS 第16号も Topic 842 も、借手の会計処理に関して、借手に支配が移転した使用権部分に係る資産（使用権資産）と当該移転に伴う借入金等に類似する負債（リース負債）を認識するモデル（使用権モデル）に基づき、基本的にすべてのリースに係る資産及び負債を認識することとしている。すべてのリースに係る資産及び負債を認識することの根拠は、以下とされている。

## (IASB 及び FASB がすべてのリースをオンバランスする根拠)

4. リースに関する従来の借手の会計処理モデルについては、次の2点で、財務諸表利用者のニーズを満たしていないという批判があった。(BC 第3項、ASU の BC16 項)
  - (1) オペレーティング・リースに関して報告される情報に透明性が欠けている。多くの利用者が、借手の財務諸表をオペレーティング・リースを資産化するように修正していた。
  - (2) ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分では、経済的に類似した取引が異なる方法で会計処理され、比較可能性を低下させる。
5. IASB 及び FASB は、以下に述べる理由からすべてのリースをオンバランスすべきと決定した。
  - (1) リースは、借手に、リース期間中に原資産を使用する権利を与え、当該資産を使用する権利の提供に対して貸手に支払を行う義務を課す。

IFRS 第16号及び Topic 842 では、リースの借手は、リース期間中に原資産を使用する権利と、当該資産を使用する権利の提供に対して貸手に支払を行う義務とを有している、としている<sup>3</sup>。(BC 第19項及び BC 第20項、ASU の

---

<sup>3</sup> 借手には、原資産を所定の状態でリース期間の終了時に貸手に返還する義務もある。貸手は、原資産を使用する権利の提供に対して借手から支払を受ける権利を有している。貸手は、原資産の所有に関連した権利も保持している。

BC32 項及び BC33 項)

(2) 原資産を使用する権利は概念フレームワーク上の資産の定義を満たす

IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」という。)では、資産を「過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源」と定義している。IASB は、借手が原資産を使用する権利は、下記の理由で資産の定義を満たすと結論を下した<sup>4</sup>。また FASB は、概念書第 6 号の第 25 項に照らして下記の理由で資産の定義を満たすと結論を下した。(BC22 項、ASU の BC38 項)

- ① 借手はリース期間全体を通じて原資産を使用する権利を支配している。
- ② 借手は原資産の使用方法(及び、それにより、使用権から将来の経済的便益をどのように生み出すか)を決定する能力を有している。
- ③ 資産を支配し使用する権利は、借手が資産を使用する権利が使用に関する何らかの制限を含んでいる場合であっても存在する。
- ④ 使用権に対する借手の支配は、過去の事象から生じている。

(3) リース料の支払を行う義務は概念フレームワーク上の負債の定義を満たす

「概念フレームワーク」では、負債を「過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるもの」と定義している。IASB は、借手がリース料の支払を行う義務は、次の理由で負債の定義を満たすと結論を下した<sup>5</sup>。また FASB は、概念書第 6 号の第 35 項に照らして下記の理由で負債の定義を満たすと結論を下した。(BC25 項、ASU の BC34 項)

- ① 借手は、原資産が借手に利用可能とされた時点で、リース料の支払を行う現在の債務を有している。
- ② 当該義務は、借手からの経済的便益の将来の流出を生じさせる。

---

<sup>4</sup> IASB は、2015 年 5 月の公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「『概念フレームワーク』公開草案」という。)で提案されている資産の定義も満たしていると結論を下した。(BC 第 23 項)

<sup>5</sup> IASB は、「『概念フレームワーク』公開草案」で提案されている負債の定義も満たしていると結論を下した。(BC 第 26 項)

(4) リースは借手にとってサービスと異なる

IASB 及び FASB は、リースはサービス契約から生じる権利及び義務とは異なる権利及び義務を創出するという結論を下した。その理由は次のとおりである。

- ① リースは、原資産が借手に利用可能とされた時点で、借手が使用権資産を獲得し支配している。(BC 第 32 項、ASU の BC40 項)
- ② 貸手が原資産を借手に利用可能とした時点で、貸手は当該資産の使用権を借手に移転する義務を履行している。すなわち、借手はその時点で使用権を支配する。したがって、借手は当該使用権に対する支払を行う無条件の義務を有する。<sup>6</sup> (BC 第 33 項、ASU の BC41 項)
- ③ これと対照的に、典型的なサービス契約では、顧客は契約の開始時に支配する資産を獲得しない。むしろ、顧客はサービスが履行された時点で初めてサービスを獲得する。したがって、顧客は通常、支払う無条件の義務をその日までに提供されたサービスに対してのみ有している。さらに、サービス契約の履行に資産の使用が必要となることが多いが、履行は通常、当該資産を契約期間全体を通じて顧客に利用可能とすることを必要としない。(BC 第 34 項、ASU の BC42 項)

(5) すべてのリースについて、資産（使用権資産）及び負債（リース料支払義務）を財務諸表上で認識すること（オンバランス）は目的適合性がある。(BC 第 42 項、ASU の BC44 項及び BC45 項)

IASB が協議を行った財務諸表利用者の大半は、リースを資産と借入金等に類似する負債を生じさせるものと捉えており、リースに係る資産及び負債を認識することは、こうした財務諸表利用者のリースの見方に沿うものであるとのことである。(BC 第 45 項 (a))<sup>7</sup>

**(リースは未履行契約ではないという点に関して (IASB の見解))**

6. 第 5 項(4)に記載のとおり、すべてのリースに係る資産及び負債を認識するにあた

---

<sup>6</sup> IASB は、当時進行中の概念フレームワーク・プロジェクトにおいて、リース開始後はリースは未履行契約ではないとしている。2018 年 3 月公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」における扱いについては、第 6 項から第 8 事項参照。

<sup>7</sup> 米国の利用者の多くも、すべてのリースをファイナンス・リースとして扱っているとのことであり、IASB が対象とした利用者と同じと考えられる。(ASU の BC281 項 a)

って、リース契約は、リース開始時点で未履行契約ではない（この点で一般のサービス契約と異なる）ということが重要なポイントとなっている。

7. 未履行契約について IASB は、2018 年 3 月公表の「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワーク」という。）において以下のとおり説明している。
  - (1) 未履行契約とは、同等に未履行である契約（又は契約の一部）である。すなわち、いずれの当事者も自らの義務を全く履行していないか、又は両方の当事者が義務を部分的に同じ程度まで履行している。（概念フレームワーク第 4.56 項）
  - (2) 未履行契約は、経済的資源を交換する結合された権利及び義務を設定する。この権利及び義務は、相互依存적であり分離できない。したがって、結合された権利及び義務は単一の資産又は負債を構成する。企業は、交換の条件が現時点で有利である場合には資産を有し、交換の条件が現時点で不利である場合には負債を有する。当該資産又は負債が財務諸表に含まれるかどうかは、認識規準（第 5 章参照）と当該資産又は負債について選択した測定基礎（第 6 章参照）の両方に依存するが、これには、該当のある場合には、契約が不利かどうかのテストが含まれる。（概念フレームワーク第 4.57 項）
  - (3) いずれかの当事者が契約に基づく義務を履行する範囲で、契約は未履行ではなくなる。報告企業が契約に基づいて先に履行を行う場合には、その履行は、報告企業が経済的資源を交換する権利及び義務を、報告企業が経済的資源を受け取る権利に変化させる事象である。当該権利は資産である。他者が先に履行を行う場合には、その履行は、報告企業が経済的資源を交換する権利及び義務を、経済的資源を移転する義務に変化させる事象である。当該義務は負債である。（概念フレームワーク第 4.58 項）
8. さらに、IASB は、概念フレームワークの結論の根拠において次のとおり説明している。

#### 未履行契約の明確化

- (1) 2018 年「概念フレームワーク」は、未履行契約について、改訂したより広範な補強的ガイダンスを提供している。そこでは次のことを明確化している。（概念フレームワーク BC4.78 項）
  - ① 未履行契約は、経済的資源を交換する複合された権利及び義務を設定する。
  - ② 経済的資源を交換する複合された権利及び義務は、相互依存적であり、分

離できない。

- ③ その複合された権利及び義務は、単一の資産又は負債を構成する。

**未履行契約に含まれる経済的資源を交換する複合された権利及び義務**

- (2) 一部の利害関係者は、未履行契約は権利（ある経済的資源を受け取る）と別個の義務（第 2 の経済的資源を移転する）を生じさせるという見解を示したが、当審議会は、当該権利及び義務は非常に相互依存性が高いことに留意した。第 1 の資源を受け取る権利は第 2 の資源を移転する義務を履行することを条件としており、第 2 の資源を移転する義務は企業が第 1 の資源を受け取ることを条件としている。（概念フレームワーク BC4. 79 項）
- (3) 当審議会はさらに、たとえ両当事者が異なる時点で経済的資源を移転する場合であっても、第 1 の移転の時点で同時の交換が行われることに留意した。例えば、企業が顧客に財を販売し、後日に顧客から支払を受ける契約をする場合がある。企業は当該財を顧客に移転する際に、顧客から支払を受ける権利を同時に受け取る。その時点で、顧客は財を受け取り、それに対して支払う義務が発生する。各当事者が経済的資源を交換する複合された権利及び義務は、第 1 の移転の時点で充足され、その時点で新しい権利（この例では、支払を受ける権利）又は義務（この例では、支払を行う義務）に置き換えられる。（概念フレームワーク BC4. 80 項）
- (4) したがって、当審議会は、未履行契約が含んでいるのは、経済的資源を交換する権利と義務であり、ある経済的資源を受け取る権利と他の経済的資源を移転する別個の義務ではないと結論を下した。（概念フレームワーク BC4. 81 項）

**リース契約は貸手が原資産を引き渡す義務を履行した後は未履行契約ではない**

- (5) IFRS 第 16 号「リース」に関する結論の根拠で説明しているように、開始日において、借手は原資産を一定期間にわたり使用する権利を獲得し、貸手は当該資産を借手が使用できるようにすることによって当該権利を引き渡す。いったん貸手が当該権利を引き渡す義務を履行した後は、リース契約はもはや未履行契約ではない。借手は使用権資産を支配し、リース料に係る負債を有している。（概念フレームワーク BC4. 78 項(a)）

以 上